

Q ALPS処理水の海洋放出を含めた自然界への放出以外での、処分方法の確立や放射性物質除去技術の研究開発促進についての議論や説明について、また、実地適合性、実現可能性の検証を進めることとし、秘密保持契約締結を順次進めていることについて。及び国や東京電力に対して、海洋放出以外の方法やトリチウム除去技術の開発の実現について強く求めるべきと思うがどうか。

A 処理水の取り扱いについては、これまで、連携会議において、国と東京電力から汚染水発生量の低減策やトリチウム分離技術の公募状況などについて説明を受けてきた。東京電力によるトリチウム分離技術の公募に関しては、令和3年5月から実施されているところであり、第5回連携会議では、国が公募状況などを説明している。

また、第7回連携会議では、10技術が実地適合性、実現可能性の検証の前段として秘密保持契約の締結を進める状況であると伺っている。県としては、国や東京電力に対し、これまで研究開発の促進を求めてきたが、引き続き最新の技術動向の調査や研究開発を進め、実用化できる分離技術が確認された場合には、柔軟に対応するよう求めていく。

2、5類移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

Q 医療機関では、動線の確保や入院先の手配などに懸念を感じており、これに対する調整と支援体制をどう進めるのか。また、感染患者の夜間、休日等の受け入れ体制についてはどうか。

A 5類への位置づけ変更後、幅広い医療機関による自律的な医療提供体制に移行するため、県ではこれまで対応してきた医療機関に加えて、新たな医療機関に参画を促すための取組を医師会等と連携しながら進めている。具体的には、入院・外来対応を行う医療機関に対し、院内感染対策も含めた設備整備等への補助を継続するほか、新たに外来対応を行う医療機関への設備整備に係る費用の補助も実施する。

また、これまで診療や入院患者の受け入れが少なかった医療機関においても、安全にコロナ患者を受け入れができるよう、院内感染対策や治療方法に関する医療従事者向け研修会の開催にも取り組んでいる。さらに、夜間・休日についても、通常の対応に移行しておりますが、県が「受診情報センター」を設置し、体調急変時の24時間相談対応を行っているほか、保健所や「移行期医療調整本部」による入院困難事案のサポート体制等も構築している。県としては引き続き、医療機関や医師会等と連携しながら、円滑な移行に向けた支援に努め、必要な方に必要な医療を提供できるよう、しっかりと取り組んでいく。

3、4病院の統合再編について

Q 当事者の意見を聞く集会が実現した場合、反対当事者に何をどのように説明するのか。

A 県立精神医療センターの移転に反対する方々の懸念については、切実な思いとして受け止めている。このため県では、今年2月の協議確認書の取り交わし以降、医療・福祉の関係者や患者・家族などの当事者に対する説明や意見交換を丁寧に行ってきました。今後当事者の意見を伺う機会に際しては、精神医療センター移転の必要性をはじめ、名取市の新病院における精神科外来機能の確保、重症者に対応する体制やデイケア・訪問看護の運営など、精神医療センター移転後の体制等について、県の考えを説明してまいりたいと考えている。

Q 東京電力によれば、今後約30年にわたってALPS処理水の海洋放出を続けるとのことだが、「ストップ・ザ・海洋放出」を宣言はどうか。

A 処理水の問題については、原子力政策を推進してきた国と、事故の原因者である東京電力が、漁業者の不安の声などに真摯に耳を傾けながら、責任を持って対応していくべきものと考えている。

県としては、国が海洋放出の基本方針を決定して以来、海洋放出以外の処分方法の検討を求めており、その姿勢は一貫して変わっていない。引き続き、国と東京電力に対し海洋放出以外の処分方法の検討を求めていく。

Q 5類移行後においても出来る限りの予防対策は必要であり、県からの情報発信の継続や広報は有益と考えるがどうか。

A 今回の感染症法上の位置づけの変更により、新型コロナの感染対策は、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、県民の皆様の自主的な取組をベースとしたものになった。

しかしながら、他人に感染させるリスクを軽減するため、県では発症後5日間、かつ症状が軽快してから24時間が経過するまでは外出を控えるなど、自主的な感染対策を推奨している。

新型コロナは今後も一定の流行が続くと予想されており、医療逼迫の回避、県民の安心の確保等の観点からも、感染対策は大変重要であると認識している。県としては、今後とも、ホームページ等を活用し、県民の皆様に対し基本的な感染対策について御理解と御協力をお願いするなど、積極的な情報発信と広報に努めていく。

Q 県立精神医療センターの富谷市受け入れ態勢について、一日の外来を30人とした根拠についてどうか。またこれまでの受け入れ実績との差90人についてはどうなるのか。名取市の新病院の外来では、何人受け入れるのか。

A 県立精神医療センターが富谷市に移転した場合の外来患者数の試算とした1日当たり30人との想定数については、現在の精神医療センターの外来患者のうち、仙台市太白区以南にお住まいの患者を除いた人数を積み上げたものである。

また、この想定数と現在の外来患者数との差である約90人については、名取市の新病院の精神科外来機能で受け入れることを想定している。県としては、今後の検討過程において、関係者の意見や医療コンサルタントの知見も踏まえながら、民間医療機関との役割分担などとともに内容を精査し、新たな精神医療センターの適正規模を見極めたいと考えている。